

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社匠組	代表者氏名	水越 恭史
主たる営業所の所在地	岐阜県岐阜市八代一丁目16番3		
許可番号	岐阜県知事許可（般-28） 第103042号	許可を受けている建設業の種類	と

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和3年1月6日	処分を行った者	岐阜県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（同項第3号該当）		
処分の内容（指示処分）			
1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。 （1）今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し速やかに周知徹底すること。 （2）建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修及び教育を行うこと。 （3）社内及び施工現場における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を行うこと。 2 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
<p>（株）匠組が2次下請として請け負った「中部横断大島地区トンネル工事（山梨県西矢代郡市川三郷町宮原地先）」において、平成29年9月22日、同現場で同社の労働者が解体作業中に三角ステー材を左足の甲に落として損傷（4日以上休業）したことに関し、所轄労働基準監督署に提出すべき労働者死傷病報告義務を怠った。さらに、1次下請会社の代表取締役と同社の代表取締役が共謀して、同社の土場で発生したこととして処理したことに対して、同社及び同社の代表取締役が、令和2年4月13日に岐阜簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、各々罰金20万円（計40万円）の略式命令を受け、その刑が確定している。</p> <p>このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項	岐阜労働局長からの相互通報制度に基づく通報		